

事務連絡

平成20年 3月31日

各地方整備局 企画部技術調整管理官 殿  
技術開発調整官等、新技術担当官 殿  
北海道開発局 事業振興部技術管理企画官 殿

大臣官房 技術調査課 建設システム管理企画室長  
環境安全・地理空間情報技術調整官  
総合政策局 建設施工企画課 施工環境技術推進室長

### 設計業務における新技術の積極的な活用検討について

公共工事等に関する優れた技術は、公共工事等の品質の確保に貢献し、良質な社会資本の整備を通じて、豊かな国民生活の実現及びその安全の確保、環境の保全・良好な環境の創出、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであり、優れた技術を持続的に創出していくためには、民間事業者等により開発された有用な新技術を公共工事等において積極的に活用していくことが重要である。

新技術を積極的に活用するための検討については、設計業務等共通仕様書第 1209 条 12 項に定めているところであり、新技術の積極的な活用については、「公共工事等における新技術活用の促進について」（平成 18 年 7 月 5 日付 国官技第 86 号、国官総第 237 号）及び「公共工事等における新技術活用システム」実施要領について」（平成 18 年 7 月 5 日付 国官技第 87 号、国官総第 238 号、国営整第 6 号、国総施第 60 号）を通知するとともに、「設計業務における「設計比較対象技術」の活用促進について」（平成 19 年 10 月 1 日付 事務連絡）及び「新技術の評価情報チェックリスト」の送付について」（平成 19 年 9 月 11 日より四半期毎 事務連絡）を通知しているところである。

上記の趣旨を踏まえ、各地方整備局等においては、下記のとおり実施されたい。

### 記

新技術の積極的な活用検討にあたっては、「新技術の評価情報チェックリスト」を参考に活用することなどにより、設計業務等共通仕様書第 1209 条 12 項を適切に履行すること。